学校法人成蹊学園寄附行為

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、学校法人成蹊学園と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を東京都武蔵野市吉祥寺北町３丁目３番１号に置く。

第２章　目的

（目的）

第３条　この法人は、学校を設置し、人格教育を根幹とする教育を施すことを目的とする。

（設置する学校）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

（１）成蹊大学　　大 学 院　理工学研究科、経済経営研究科、法学政治学研究科、文学研究科
　　経済学部　経済経営学科
　　経済学部　経済数理学科、現代経済学科
　　理工学部　物質生命理工学科、情報科学科、システムデザイン学科、理工学科
　　文 学 部　英語英米文学科、日本文学科、国際文化学科、現代社会学科
　　法 学 部　法律学科、政治学科
　　経営学部　総合経営学科

（２）成蹊高等学校　全日制課程　普通科

（３）成蹊中学校

（４）成蹊小学校

第３章　機関の設置

（役員、評議員及び会計監査人の設置）

第５条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　16 名以上 18 名以内

（２）監事　２名以上３名以内

２　この法人に、評議員 21 名以上 23 名以内を置く。

３　この法人に、会計監査人１名を置く。

（理事選任機関）

第６条　この法人に、次の理事選任機関を置く。

（１）理事会

（２）評議員会

２　理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

（１）理事会　全ての理事

（２）評議員会　全ての評議員

３　第１項第１号に定める理事選任機関が理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

４　第１項第１号に定める理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

５　監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第４章　理事会及び理事

第１節　理事の選任及び解任等

（理事の選任）
第７条　理事は、次の各号に掲げる者とする。
（1）学園長の候補者として選考されたもののうちから理事長が推薦し、理事会において選任した者　1名
（2）この法人の設置する学校の長（以下「学校長」という。）のうちから理事会において選任した者　3名
（3）常務理事の候補者として理事長が学園長との協議を経て推薦し、理事会において選任した者　4名
（4）この法人の設置する学校の卒業生（従前の財団法人成蹊学園の設置した学校の卒業生を含む。）で年齢満 25 歳以上のもののうちから評議員会において選任した者　３名
（5）前号に掲げるもののほか、理事会が推薦し、評議員会において選任した者　５名以上７名以内
２　前項第１号に定める学園長の候補者の選考に関し必要な事項は、学校法人成蹊学園学園長候補者選考規則において定める。
３　第１項第２号に定める理事は、当該学校長の職を退いたときは理事の職を失うものとする。
４　学園長が学校長を兼務する場合は、第１項第２号の規定にかかわらず、同号に定める理事のうち１名は当該学校長が統括する学校の教職員のうちから理事会が選任した者とする。この場合において、当該理事は、学園長と学校長との兼務が解消されたときは理事の職を失うものとする。
５　理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。
（理事の資格及び構成）
第８条　理事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。
（理事の任期）
第９条　理事の任期は、選任後３年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、理事が任期途中で解任されたとき又は退任したときの後任者の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
２　理事は、再任されることができる。
３　理事の任用制限については、別に定める。
（理事の解任及び退任）
第１０条　理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。
（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
（3）理事としてふさわしくない非行があったとき
２　理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
３　前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から２週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から２週間を経過した日から 30 日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
４　理事は次の事由によって退任する。
（1）任期の満了
（2）辞任
（3）死亡
（理事に欠員を生じた場合の措置）
第１１条　理事は、第５条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。
２　理事のうち、その定数の５分の１を超えるものが欠けたときは、１カ月以内に補充しなければならない。

第２節　理事会及び理事の職務等

（理事会の構成）

第１２条　理事会は、全ての理事で組織する。

（理事会の権限）

第１３条　理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（理事の職務）

第１４条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

（理事長）

第１５条　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

２　前項に定める理事長の選定に当たっては、別に定める理事長候補者選考委員会が候補者１名を選考して理事会に推薦するものとし、理事会はこれを十分に参酌しなければならない。

３　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

４　理事長は、再任されることができる。

５　理事長の任用制限については、別に定める。

６　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、学園長又は常務理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。

（学園長）

第１６条　理事（理事長を除く。）のうち１名を学園長とし、理事長が第７条第１項第１号に定める理事を推薦して理事会の決議によって選定する。

２　学園長をもって私立学校法第 37 条第３項の代表業務執行理事とする。

３　学園長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

４　学園長は、前項の職務の執行に当たっては、特に、この法人の設置する学校全体に関わる教学の立案及び推進に努めなければならない。

５　学園長が、第 10 条第１項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は前２項に定める職務の執行を誤り、この法人の経営又はこの法人の設置する学校の運営に著しい支障が生じたときは、理事会の決議によって解職するものとする。

６　学園長は、再任されることができる。

７　学園長の任用制限については、別に定める。

８　学園長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、常務理事がその職務（学園長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。

（常務理事）

第１７条　理事（理事長及び学園長を除く。）のうち４名を常務理事とし、理事長が第７条第１項第３号に定める理事を推薦して理事会の決議によって選定する。

２　常務理事をもって私立学校法第 37 条第４項の業務執行理事とする。

３　常務理事は、理事会の定めるところにより、理事長及び学園長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

４　常務理事が、第 10 条第１項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は前項に定める職務の執行を誤り、この法人の経営又はこの法人の設置する学校の運営に著しい支障が生じたときは、理事会の決議によって解職するものとする。

５　常務理事は、再任されることができる。

６　常務理事の任用制限については、別に定める。

（代表権の制限）

第１８条　理事長及び学園長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第１９条　理事長、学園長及び常務理事は、３カ月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第３節　理事会の運営

（招集）

第２０条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

４　理事長が、前項の請求があった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は、理事会を招集することができる。

５　理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

６　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

７　前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第２１条　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

２　前条第２項及び第４項並びに第 31 条第２項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。理事長が決議についての特別の利害関係を有する場合及び理事会を欠席した場合も、同様とする。

（決議）

第２２条　理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、この寄附行為の変更の決議は、議決に加わることができる理事の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）私立学校法第 109 条第１項第１号に定める事由による解散

（２）この法人の合併

４　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

５　理事会の決議事項については、別に定める。

（業務の決定の委任）

第２３条　法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第２４条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事２名以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第 50 条第２項において同じ。）し、理事会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第５章　監事

第１節　監事の選任及び解任等

（監事の選任）

第２５条　監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

３　評議員会は、監事の総数が２名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

（監事の資格）

第２６条　監事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第３項及び第６項並びに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

（監事の任期）

第２７条　監事の任期は、選任後３年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、監事が任期途中で解任されたとき又は退任したときの後任者の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　監事は、再任されることができる。

３　監事の任用制限については、別に定める。

（監事の解任及び退任）

第２８条　監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）監事としてふさわしくない非行があったとき

２　監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

３　監事は次の事由によって退任する。

（１）任期の満了

（２）辞任

（３）死亡

（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第２９条　理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

２　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

３　監事は､評議員会において､監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

４　監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

５　理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（監事に欠員を生じた場合の措置）

第３０条　監事は、第５条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

２　監事のうち、その定数の２分の１を超えるものが欠けたときは、１カ月以内に補充しなければならない。

第２節　監事の職務等

（監事の職務）

第３１条　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

（１）この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

（２）この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後３カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

（３）理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

（４）この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること。

（５）前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

（６）前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
２　前項第５号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
（常勤監事の選定及び解職）
第３２条　監事のうち１名を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。
（調査権限等）
第３３条　監事は、いつでも、理事及び教職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
２　監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
３　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
（理事の行為の差止め）
第３４条　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第６章　評議員会及び評議員
第１節　評議員の選任及び解任等
（評議員の選任）
第３５条　評議員は、次の各号に掲げる者とする。
（１）この法人の教職員で５年以上在職しているもののうちから評議員会において選任した者　７名
（２）この法人の設置する学校の卒業生（従前の財団法人成蹊学園の設置した学校の卒業生を含む。）で年齢満 25 歳以上のもののうちから、卒業生の組織する同窓生団体が推薦し、評議員会において選任した者　５名
（３）この法人関係の功労者、学識経験者及び父母又はこれに代わる者のうちから理事会において選任した者　９名以上 11 名以内
２　前項第１号に定める評議員は、この法人の教職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
３　理事会及び評議員会は、それぞれ、評議員の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
４　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。
（評議員の資格）
第３６条　評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第３項及び第６項、第 46 条第２項及び第３項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。
（評議員の任期）
第３７条　評議員の任期は、選任後３年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、評議員が任期途中で解任されたとき又は退任したときの後任者の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
２　評議員は、再任されることができる。
３　評議員の任用制限については、別に定める。
（評議員の解任及び退任）
第３８条　評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
（３）評議員としてふさわしくない非行があったとき
２　評議員は次の事由によって退任する。
（１）任期の満了
（２）辞任
（３）死亡
３　評議員は、第５条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第２節　評議員会及び評議員の職務等

（評議員会の構成）
第３９条　評議員会は、全ての評議員で組織する。
（評議員会の職務等）
第４０条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
２　理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
（１）重要な資産の処分又は譲受け
（２）多額の借財
（３）予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
（４）役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定は又は変更
（５）私立学校法施行規則に定める寄附行為の軽微な変更
（６）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
（７）寄附金品の募集に関する事項
（８）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
３　評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
（１）前項第５号に定める事項を除く寄附行為の変更
（２）私立学校法第 109 条第１項第１号に定める事由による解散
（３）合併
（理事の行為の差止めの求め）
第４１条　評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第 34 条の請求を行うことを求めることができる。
２　前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
（責任追及の訴えの求め）
第４２条　評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第３節　評議員会の運営

（開催）
第４３条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３カ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。
（招集）

第４４条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　理事長に事故があるときは、各理事が評議員会を招集する。
３　評議員の総数の 10 分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
４　評議員の総数の 10 分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 30 日前までにしなければならない。
５　評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
（１）会議の日時及び場所
（２）会議の目的である事項があるときは、当該事項
（３）会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
（４）私立学校法施行規則で定める事項
６　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。
（評議員による招集）
第４５条　前条第３項の規定による請求があった日から 30 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。
２　前項の評議員は、その全員の協議により、前条第５項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
３　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。
（監事による招集）
第４６条　第 31 条第２項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は、第 44 条第５項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
２　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。
（招集手続の省略）
第４７条　前３条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
（運営）
第４８条　評議員会に議長を置く。
２　前項の評議員会議長は、別に定める評議員会議長候補者選考委員会が評議員のうちから候補者１名を選考し、評議員会の決議を得て、理事長が任命する。
３　評議員会議長を解職するときは、評議員会の決議を得て、理事長が行う。
４　評議員会議長は、再任されることができる。
５　評議員会議長の任用制限については、別に定める。
（決議）
第４９条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）私立学校法第 92 条第１項に規定する決議
３　前２項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
４　評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。
（議事録）
第５０条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長、議長が指名した評議員２名以上及び出席した監事が署名し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

（役員の出席等）

第５１条　理事長、学園長、常務理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

２　理事長、学園長、常務理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第７章　理事会と評議員会の協議

（理事会及び評議員会の協議）

第５２条　法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

２　評議員会に出席する理事は、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

３　評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第８章　会計監査人

第１節　会計監査人の選任及び解任等

（会計監査人の選任）

第５３条　会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第５４条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（会計監査人の解任）

第５５条　会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

２　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

（会計監査人の選任及び解任等に関する手続）

第５６条　評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

２　前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

３　会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

４　会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

５　理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第５７条　会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第２節　会計監査人の職務等

（会計監査人の職務等）

第５８条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算

書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び教職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

（２）前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

（３）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

（４）前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

３　会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第９章　予算及び事業計画等

（会計年度）

第５９条　この法人の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わるものとする。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第６０条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

２　この法人の事業に関する中期的な計画は、３年以上６年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

（役員、評議員及び会計監査人の報酬等）

第６１条　役員及び評議員に対して、成蹊学園役員の報酬等に関する規則及び成蹊学園評議員会手当に関する規則に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第１０章　資産及び会計

（資産）

第６２条　この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第６３条　この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

２　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

３　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

４　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第６４条　基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

（経費の支弁）

第６５条　この法人の毎会計年度の事業費その他一切の経費は、寄附金、財産より生ずる果実及び授業料、入学金その他の収入をもって支弁する。

（会計）

第６６条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第６７条　予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時

の借入金を除く。）についても同様とする。
（事業報告及び決算）
第６８条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第５号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）計算書類
（４）計算書類の附属明細書
（５）財産目録
２　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第５号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。
（財産目録等の備置き及び閲覧等）
第６９条　この法人は、毎会計年度終了後３カ月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第３項及び第 75 条第２号において同じ。）を作成しなければならない。
２　この法人は、前条第１項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
３　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。
（資産総額の変更登記）
第７０条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後３カ月以内に登記しなければならない。

第１１章　寄附行為の変更

（寄附行為の変更）
第７１条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法施行規則に定める寄附行為の軽微な変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第１２章　解散及び合併

（解散）
第７２条　この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
（１）理事会の決議及び評議員会の決議による決定
（２）この法人の目的たる事業の成功の不能
（３）合併
（４）破産手続開始の決定
（５）文部科学大臣の解散命令
２　前項第１号又は第２号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
（残余財産の帰属者）
第７３条　この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う者に帰属する。
（合併）
第７４条　この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第１３章　補則

（情報の公表）

第７５条　この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

（１）寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容

（２）計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき　これらの書類の内容

（公告の方法）

第７６条　この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

（施行規則）

第７７条　この寄附行為の施行についての規則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附　則（昭和 26 年２月 22 日文部大臣認可、同年３月 10 日登記・施行）

１　第15条第１項第１号中「５年以上在職した者」とあるのは、大学創設の時から５年以内に行われる大学職員の互選については、「５年以上在職した者又は大学創設の当初から大学職員として在職した者」と読み替えるものとする。

２　この法人の組織変更当初の役員は、左の通りとする。

理 事 長	石　黒　俊　夫
常務理事	松　岡　梁太郎
同	丹　羽　孝　三
理　　事	岩　崎　忠　雄
同	高　柳　賢　三
同	石　川　一　郎
同	渡　辺　銕　蔵
同	桜　田　　武
同	賀　集　益　蔵
同	吉　野　栄　一
同	東　畑　精　一
同	乙　骨　五　郎
同	鈴　木　一　郎
同	上　原　義　雄
同	三　好　道　矢
同	大　倉　恒　光
監　　事	高　橋　錬　逸
同	池　田　謙　蔵

３　前項の役員は、この寄附行為の認可後すみやかに役員が選任されるまで、第６条及び第７条の規定にかかわらず、この法人の役員となる。

附　則（昭和29年10月18日変更認可）

この改正は、認可の日から施行する。

附　則（昭和31年１月24日変更認可）

この改正は、昭和31年４月１日から施行する。

附　則（昭和37年１月20日変更認可）

１　第15条第１項第１号中「５年以上在職した者」とあるのは、成蹊大学工学部増設の時から５年以内に行われる教職員の互選については、「５年以上在職した者又は成蹊大学工学部増設の当初から、工学部教員として在職した者」と読み替えるものとする。

２　この改正は、昭和37年４月１日から施行する。

附　則（昭和40年１月25日変更認可）

１　第15条第１項第１号中「５年以上在職した者」とあるのは、成蹊大学文学部増設の時から５年以内に行われる教職員の互選については、「５年以上在職した者又は成蹊大学文学部増設の当初から、文学部教員として在職した者」と読み替えるものとする。

２　この寄附行為変更は、昭和40年４月１日から施行する。

附　則（昭和41年３月18日変更認可）

この寄附行為変更は、昭和41年４月１日から施行する。

附　則（昭和42年６月21日変更認可）

この寄附行為変更は、認可の日から施行する。

附　則（昭和43年２月３日変更認可）

１　第15条第１項第１号但書中「５年以上在職した者」とあるのは、成蹊大学経済学部・法学部開設の時から５年以内に行われる評議員の選任については「５年以上在職した者、又は、成蹊大学経済学部・法学部開設の当初から、経済学部・法学部教員として在職した者」と読み替えるものとする。

２　この寄附行為変更は、昭和43年４月１日から施行する。

３　成蹊大学政治経済学部は、昭和44年３月31日限りで廃止する。

附　則（昭和44年３月31日変更認可）

この寄附行為変更は、認可の日から施行する。

附　則（昭和47年４月28日変更認可）

この寄附行為変更は、認可の日から施行する。

附　則（昭和51年10月19日変更届出、私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

この寄附行為は、昭和51年10月20日から施行する。

附　則（昭和63年12月22日変更認可）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和63年12月22日）から施行する。

附　則（平成２年12月21日変更認可）

この寄附行為は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成８年12月20日変更認可）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成８年12月20日）から施行する。

附　則（平成11年７月28日変更認可）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年７月28日）から施行する。

附　則（平成12年８月４日変更認可）

平成12年８月４日文部大臣により認可を受けたこの寄附行為は、平成13年４月１日より施行する。

附　則（平成15年１月24日変更認可）

１　この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年１月24日）から施行する。

２　この寄附行為施行の際現に第６条第１項第３号に規定する理事又は監事である者の任期は、第８条第１項第２号ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成15年11月27日変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附　則（平成16年４月１日変更届出）

この寄附行為は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年４月１日変更届出）

この寄附行為は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成 17 年８月 31 日変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 17 年８月 31 日）から施行する。

附　則（平成18年４月１日変更届出）

この寄附行為は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則（平成19年４月１日変更届出）

この寄附行為は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成20年４月１日変更届出）

この寄附行為は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成21年１月９日変更認可）

平成21年１月９日文部科学大臣により認可を受けたこの寄附行為は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年４月１日変更届出）

この寄附行為は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年４月１日変更届出）

この寄附行為は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年４月６日変更届出）

1　この寄附行為は、平成24年４月１日から施行する。

2　理工学部エレクトロメカニクス学科は、変更後の寄附行為第４条第１号の規定にかかわらず、平成24年３月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（平成23年９月30日変更認可）

（施行期日）

1　平成23年９月30日に文部科学大臣により認可を受けたこの寄附行為（以下「変更寄附行為」という。）は、同日から施行する。

（経過措置）

2　前項の規定にかかわらず、変更寄附行為に基づく評議員会及び理事会が発足するまでは、変更前の寄附行為に基づき評議員会及び理事会を開催するものとする。

3　変更寄附行為に基づき初めて就任する評議員及び評議員会議長の就任日は、平成24年３月24日とし、同日をもって変更寄附行為に基づく評議員会が発足するものとする。

4　変更寄附行為に基づき初めて就任する理事、監事、理事長、学園長及び常務理事の就任日は、平成24年４月１日とし、同日をもって変更寄附行為に基づく理事会が発足するものとする。

5　第２項の規定に基づき開催する評議員会及び理事会において、変更寄附行為に基づく評議員、評議員会議長、理事、監事、理事長、学園長及び常務理事の選任を行うことができるものとする。ただし、変更寄附行為第９条第１項第５号に規定する理事は、変更寄附行為に基づく評議員会で推薦しなければならない。

6　変更寄附行為第30条第１項の規定にかかわらず、同第29条第１項各号の規定に基づき初めて就任する評議員及び同第 25 条第８項の規定に基づき初めて就任する評議員会議長の任期の満了日は、平成27年３月31日とする。

7　平成24年３月23日から同年３月28日までの間に任期の満了する理事、監事及び専務理事は、同年３月31日までその職を続けるものとする。

8　平成24年３月31日現在、変更前の寄附行為に基づく理事、監事及び理事長である者は、変更前の寄附行為の第８条第１項の規定にかかわらず、同日をもって退任するものとする。

附　則（平成24年４月１日変更届出）

この寄附行為は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成29年10月11日変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成29年10月11日）から施行する。

附　則（平成30年６月８日変更届出）

1　この寄附行為は、平成31年４月１日から施行する。

2　文学部英米文学科は、変更後の寄附行為第４条第１号の規定にかかわらず、平成31年３月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（2019年７月12日変更届出）

この寄附行為は、2020年４月１日から施行する。

附　則（2020年２月27日変更認可）

2020年２月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年４月１日から施行する。

附　則（2020年７月14日変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（2020年７月14日）から施行する。

附　則（2021年４月１日変更届出）

この寄附行為は、2021年４月１日から施行する。

附　則（2021年７月９日変更届出）

この寄附行為は、2022年４月１日から施行する。

附　則（2022 年８月９日変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（2022年８月９日）から施行する。

附　則（2024 年１月 31 日変更認可）

１　この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（2024年１月31日）から施行する。

２　この寄附行為施行の際現に理事（第９条第１項第２号に規定する理事を除く。）、監事、理事長、学園長、常務理事、評議員又は評議員会議長である者の任期は、2025年４月１日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。

３　この寄附行為施行後2025年３月31日までに就任する理事長及び常務理事の任期についても、前項と同様とする。

附　則（2024 年 10 月 28 日変更認可）

１　2024年10月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2025年４月１日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、2025年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

２　この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、2025年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

３　この寄附行為の施行の際現に在任する理事又は評議員であって、私立学校法第31条及び第62条の資格及び構成を満たすものの当該任期中における解任は、なお従前の例による。

４　この寄附行為の施行の際現に変更前の寄附行為第９条第１項第２号に規定に基づき在任する理事は、変更後の寄附行為第７条第１項第２号に規定する理事とし、その任期は、私立学校法附則第３条に基づき2027年度の定時評議員会の終結の時までとする。ただし、変更後の寄附行為第７条第３項の規定に基づき、当該学校長の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

５　この寄附行為の施行後、2025年度の定時評議員会の終結の時までに学園長又は常務理事を選定する場合、第16条第１項中「第７条第１項第１号に定める理事」とあるのは「理事のうちから１名」と読み替え、第17条第１項中「第７条第１項第３号に定める理事」とあるのは「理事のうちから４名以内」と読み替えるものとする。